

## バズ方式による職務倫理教養の実施について（例規）

（制定：平成16年8月25日 教第142号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

バズ方式による職務倫理教養については、警察職員の職務倫理の基本を浸透させるための教養方策として推進しているところであるが、同教養の効果的かつ継続的な推進を図るため、その実施要領等を下記のとおり定め、平成16年8月25日から実施することとしたので、積極的な警察職員個々の職務倫理観の醸成に努められたい。

なお、「バズ方式による職務倫理教養の実施について（例規）」（平成14年1月31日付け教第2号）は、廃止する。

### 記

#### 1 バズ教養総括責任者等

各所属長をバズ教養総括責任者（以下「総括責任者」という。）とし、各所属の次席等をバズ教養実施責任者（以下「実施責任者」という。）とする。

#### 2 グループ編成等

- (1) 警部補（同相当職を含む。以下同じ。）以下のグループとして自由に編成し、警部補以下の全職員がいずれかのグループに参加することとする。
- (2) 各グループの編成は、おおむね10人とする。
- (3) 総括責任者は、警部補の階級にある者の中からグループリーダーを指名するとともに、警部を各グループのアドバイザーとして指名した上、必ずバズに参加させ、バズ進行について適宜適切な指導・助言を行わせるものとする。

#### 3 実施要領

バズのテーマは、警察本部の指定テーマ及び総括責任者の指定テーマとし、職務倫理の基本、「職務倫理教養の手引」の研究シート、監察通報、報道記事などの中から時宜にかなったものを指定し、自由・活発な意見交換を行うものとする。

#### 4 実施回数

- 1 グループにつき、四半期に2回以上開催し、職員は少なくとも四半期に1回以上参加すること。

#### 5 実施結果報告

総括責任者は、実施結果を和歌山県警察教養細則（平成16年和歌山県警察本部訓令第52号）第24条第2項に定める教養実施結果報告書（別記様式第3号）等により四半期ごとに取りまとめ、その翌月の10日までに警務部教養課長を通じて警察本部長に報告するものとする。

#### 6 教養管理の徹底

実施責任者は、バズ討議の実施時期、実施回数及び積極的な参加を指導するなど、教養管理を徹底し、バズ教養の効果的な推進を図るものとする。